大きさ ＼ 発行部数		80万部以上85万部未満	85万部以上90万部未満	90万部以上95万部未満	95万部以上100万部未満	100万部以上
１ページ大	国内	165,795	175,875	185,955	196,035	196,035円に100万部以上５万部までを超えるごとに10,080円を加算して得た額
	国外	157,900	167,500	177,100	186,700	186,700円に100万部以上５万部までを超えるごとに9,600円を加算して得た額
１／２ページ大	国内	82,950	87,990	93,030	98,070	98,070円に100万部以上５万部までを超えるごとに5,040円を加算して得た額
	国外	79,000	83,800	88,600	93,400	93,400円に100万部以上５万部までを超えるごとに4,800円を加算して得た額
１／４ページ大以内	国内	49,770	52,815	55,755	58,800	58,800円に100万部以上５万部までを超えるごとに3,045円を加算して得た額
	国外	47,400	50,300	53,100	56,000	56,000円に100万部以上５万部までを超えるごとに2,900円を加算して得た額

備　考

１　「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。

２　「１ページ大」とは、一の著作物を２分の１ページを超え、１ページ以内の大きさで掲載する場合をいい、「２分の１ページ大」とは、一の著作物を４分の１ページを超え、２分の１ページ以内の大きさで掲載する場合をいい、「４分の１ページ大以内」とは、一の著作物を４分の１ページ以内の大きさで掲載する場合をいう。

３　写真の著作物において美術の著作物が複製されている場合に当該写真の著作物を教科書等に掲載するときの補償金の額は、当該写真の著作物の著作権及び当該美術の著作物の著作権が共に存する場合には、当該写真の著作物及び当該美術の著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

４　同一の著作物を教科用図書及び当該教科用図書に係る教師用指導書に併せて掲載する場合には、一の教科書等に掲載するものとみなし、その補償金の額は、それぞれの発行部数を合算した部数をその発行部数として、この表に掲げる額によるものとする。

Ⅳ　その他の著作物

言語の著作物、音楽の著作物、発行された美術の著作物及び発行された写真の著作物以外の著作物を教科書等に掲載する場合の補償金の額は、通常の使用料の額に相当する額又は通常の使用料の額に相当する額の範囲内において当該著作物を教科書等に掲載する者及び当該著作物の著作権者が協議して定める額とする。

○文化庁告示第十七号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十三条の二第二項の規定に基づき、平成二十三年度使用教科用拡大図書複製補償金額を次のとおり定めたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年二月二十三日　　文化庁長官　近藤　誠一

平成23年度使用教科用拡大図書複製補償金額

Ⅰ　言語の著作物

教科用図書に掲載された言語の著作物を著作権法第33条の２第２項の教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小学校、中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、当該著作物の種類に応じ、以下の表のとおりとする。

小学校用　（単位：円）

種　類		補償金の額
第一種	国内	7,665
	国外	7,300
第二種	国内	5,040
	国外	4,800
第三種	国内	3,045
	国外	2,900
第四種	国内	735
	国外	700

中学校用　（単位：円）

種　類		補償金の額
第一種	国内	7,140
	国外	6,800
第二種	国内	4,725
	国外	4,500
第三種	国内	2,835
	国外	2,700
第四種	国内	630
	国外	600

高等学校用　（単位：円）

種　類		補償金の額
第一種	国内	7,350
	国外	7,000
第二種	国内	4,935
	国外	4,700
第三種	国内	2,940
	国外	2,800
第四種	国内	735
	国外	700

備　考

１　「国内」欄の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。

２　第一種とは、教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙21枚以上（外国語の場合にあっては、1,500ワード以上）に相当する著作物をいう。

３　第二種とは、詩及び教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙11枚以上20枚以下（外国語の場合にあっては、1,000ワード以上1,500ワード未満）に相当する著作物をいう。

４　第三種とは、教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙10枚以下（外国語の場合にあっては、1,000ワード未満）に相当する著作物をいう。

５　第四種とは、短歌、俳句その他これらに準ずる著作物をいう。

６　国語文をローマ字により複製する場合の補償金の額は、その原典に係る第一種から第四種までの区分に応じた額とする。

７　翻訳され又は翻案された著作物を教科用拡大図書に複製する場合において、原著作物の著作権及び二次的著作物の著作権が共に存する場合の補償金の額は、当該原著作物及び当該二次的著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。